日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年９月 15 日
内閣府大臣官房総合政策推進室

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和８年７月 22 日から同年８月 21 日まで意見公募手続を実施しました。その結果は以下及び別紙のとおりです。

今回の意見公募に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます。

１．題名

日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

２．意見募集期間

令和８年７月 22 日（水）～令和８年８月 21 日（金）

３．意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び電子メール

４．意見公募の結果

意見提出件数：10 件

※本政令案に対する御意見６件についてのみ別紙に回答とともに掲載しております。

※御意見を踏まえた本政令案の修正はございません。

５．お問い合わせ先

内閣府大臣官房総合政策推進室
電話番号：03-5253-2111

（別紙）

提出意見及び提出意見に対する回答

	提出意見	提出意見に対する回答
1	【意見の趣旨】 本政令案(日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案)は、新法人の設立に伴う関係政令の技術的・整合的整備を図るものであり、円滑な組織移行のために不可欠な手続と理解しております。 一方で、意見募集要領における手続的な軽微な表記不備や、募集締め切りから公布・施行までの過密なスケジュール、ならびに改正の具体的な運用に関する説明不足など、国民への周知や手続の透明性の観点からいくつかの課題が見受けられます。 これらはいずれも行政側の軽微な修正や速やかな補足資料の作成・公表によって、比較的容易に改善可能な事項です。政令の制定および新法人の発足が、より透明性が高く国民の理解と信頼を得た形で円滑に実施されるよう、以下の 4 点の改善策を提案いたします。 【具体的提案および理由】 1. 意見公募要領における電子メールアドレス表記の訂正と受信確認等の対応 (1)現状と課題 意見公募要領「5 その他」の電子メールでの提出方法において、「『@』を『※』としております」との注記があるものの、記載されているメールアドレス本文は「g. souseishitsu_nichigaku cao.go.jp」となっており、	以下のとおり回答します。 1　意見公募要領における電子メールアドレス表記については、当室にて確認した限りでは、「※」は記載されており、誤りは確認できませんでした。 2　意見提出用紙（別紙）の提出日の記載欄において、当室にて確認した限りでは、スペースやフォーマットの崩れは確認できませんでした。 3　頂いた御意見は 10 件であり、行政手続法第 42 条及び第 43 条に基づき御意見を十分考慮の上、速やかに結果を公示いたしました。 4　本パブリック・コメント（意見公募）は、行政手続法に基づき行っ

	「※」が存在せずスペースが挿入された表記となっています。 　この状態のままアドレスをコピーして使用すると、送信エラーが発生するか、あるいは不適切な宛先に送信される恐れがあり、国民の意見提出機会を阻害する不備となっています。 (2)容易に実施可能な改善策 ・Web サイト(e-Gov)上に掲載されている意見公募要領の電子メールアドレス表記を、正しいアドレス(例:g.souseishitsu_nichigaku@cao.go.jp 等)に速やかに修正してください。 ・修正にあたり、「アドレス表記の不備を訂正した旨」を注記し、万が一これまで送信エラー等で不達となった提出者があった場合に備え、正しいアドレスへの再送信を促す案内を掲載してください。 2. 意見提出用紙(別紙)における日付記載欄等の補正 (1)現状と課題 　意見公募要領の別紙(意見提出用紙)において、提出日の記載欄が「令和　年月　日」となっており、「年」と「月」の間のスペースやフォーマットが軽微な崩れを見せております。手続文書としての正確性や推敲の丁寧さに欠ける印象を与えるおそれがあります。 (2)容易に実施可能な改善策 ・別紙様式の日付欄を「令和　年　月　日」と正しく整えたファイルに差し替えてください。あらかじめ電子ファイル(Word/PDF/テキスト等)上で入	ており、必要な情報はお示ししているものと承知しておりますが、引き続き一般に向けて丁寧な周知に努めてまいります。

	力しやすいフォーマットに調整して配布することで、提出者の利便性向上につながります。 3. パブリックコメント結果の公表時期の明確化と、施行までの円滑な周知 (1)現状と課題 本意見募集の締め切りは令和 8 年 8 月 21 日であり、公布予定は 9 月上旬、施行日は 10 月 1 日と設定されています。意見募集終了から公布まで約 2 週間程度しかなく、提出された意見の精査および回答の作成期間が非常に短期間となっています。これにより、「寄せられた意見が考慮されていないのではないか」「形式的な手続に過ぎないのではないか」といった懸念を招きかねません。 (2)容易に実施可能な改善策 ・意見募集締め切り(8 月 21 日)後、公布(9 月上旬予定)のタイミングに合わせて、提出された意見に対する考え方(パブリックコメントの結果)を遅滞なく e-Gov 上で一括公表してください。 ・短期間での精査となることを踏まえ、類似の意見をカテゴリ別に分類して整理・回答するフォーマットをあらかじめ準備し、整理された形で迅速に結果を公表できるよう体制を整えてください。これにより、手続の透明性と公平性が担保されます。 4. 新法人移行に伴う実務上の変更点に関する解説資料(Q&A・ガイドライン等)の同時提示	

	(1)現状と課題 本政令案の「理由」欄は「日本学術会議法の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要が生じたからである。」との一文のみにとどまっています。 改正対象となる政令は、職員の退職手当通算、退職管理、共済組合、自衛隊法施行令、独立行政法人等登記令、障害者雇用促進法、女性活躍推進法など非常に多岐にわたります。組織が従来の国の機関から独立した法人へと改編されるにあたり、これら関係政令の改正が具体的にどのような実務的影響(職員の身分・権利の取り扱い、各種申請・登記手続、事業者の受注機会等)を与えるのかについて、一文の理由のみでは十分な理解が得られにくい状況です。 (2)容易に実施可能な改善策 ・政令の公布・施行にあわせて、国民、関係事業者、ならびに影響を受ける職員・関係者向けに、「関係政令整備に関する Q&A」または「新法人移行に伴う関係政令の適用解説概要」といった 1〜2 ページ程度の簡易な補足資料(Web 掲載用 PDF 等)を作成・公表してください。 ・補足資料には、以下のポイントを平易な言葉で明記することを提案します。 a) 勤続期間の通算や退職手当の算定に関する権利保護の仕組み(退職手当法施行令関係) b) 職員の再就職・退職管理に関する規制の適用関係と透明性確保の取組(退職管理に関する政令関係)	

	c）障害者雇用や女性活躍推進、環境物品等の調達(グリーン購入)等における新法人の義務および運用の継続性(関係政令における法人追加の趣旨） これらの補足説明資料を併せて提供することは、新たな法体系のもとでの実務上の混乱を未然に防ぎ、関係者の理解を促進するためのきわめて効果的かつ実現容易な改善策です。 【まとめ】 以上の 4 点(1. メールアドレス誤記の訂正、2. 提出用紙様式の補正、3. パブリックコメント結果の迅速かつ丁寧な公表、4. 補足解説資料(Q&A 等)の提示)は、政令本体の法案骨子を変更することなく、行政側の軽微な運用の工夫や資料準備によって即座に実行可能なものです。 本意見が採用され、より一層透明性が高く、国民にとって分かりやすい行政手続が展開されることを強く期待いたします。	
2	各政令改正の実務影響一覧の明示 新法人化に伴い、日本学術会議を各種政令上の対象法人に追加する場合、各政令改正によって新法人に生じる義務、関係者への影響、経過措置の有無を一覧化して示すべきである。 本政令案は単なる名称変更にとどまらず、情報公開、公文書管理、登記、雇用、調達、会計、評価等の実務に影響を及ぼし得る。 そのため、政令名、改正内容、日本学術会議に生じる義務、職員・会員・関係機関への影響、施行時点で必要となる経過措置を、概要資料又は別表と	本政令案の施行後、本政令と合わせて新旧対照表を HP にて掲載予定です。

	して整理して公表されたい。	
3	1　新旧対照表を掲載して再度意見募集を実施してください。改め文のみでは通常の者は内容を理解することは到底できませんから、これでは国民に意見を聴いたことにはなりません。 2　改正趣旨は、「所要の規定の整備」とされていますが、例えば、国家公務員退職手当法施行令であれば、新設される法人なら自動的に基礎在職年数の通算等の対象になるのではなく、通算等する事情や必要性が説明される必要があります（単なる規定整理ではなく、政策判断があるはず。）。そのようなことをせず、単に「所要の規定の整備」を行うというのでは、国民を騙して意見募集手続を行なっているものです。	本パブリック・コメント（意見公募）は、行政手続法に基づき行っており、必要な情報はお示ししているものと承知しております。
4	日本学術会議法の施行に伴う政令整備について、学術の自由と組織の独立性が損なわれることのないよう強く求めます。 学術研究は、政府にとって都合のよい結論を出すためだけに存在するものではありません。 政府の政策に対して異なる見解を示す研究者や、政府方針を批判する研究も含めて自由に研究できる環境を保障することが、健全な民主社会には不可欠です。 政令の運用によって、政府による監督や関与が過度に強くなり、日本学術会議の活動や研究者の自由な意見表明が萎縮するようなことがあってはなりません。 特に「公益」「国益」「安全保障」などの抽象的な概念を理由として、政府が学術活動へ過度に介入できる余地を残すべきではありません。 政令上の権限や手続については可能な限り明確化し、政府の裁量が広がり	本パブリック・コメント（意見公募）の対象としている政令案は、令和7年6月に成立した日本学術会議法（令和7年法律第70号）の施行に当たり、関係政令の整備を行うものです。御指摘の「政令上の権限や手続」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、本政令案の運用によって、政府による監督や関与が過度に強くなるものとは考えておりません。

	すぎないようにしてください。 　また、研究者の自由な意見表明や政府への批判が、組織運営上の不利益につながるような制度運用は絶対に避けるべきです。 　学術の独立性を守るためには、政府による監督よりも透明性と自律性を重視すべきです。 　日本の科学・研究力を本当に発展させたいのであれば、政府に都合の悪い研究や意見も保障される環境を維持してください。 　政令の施行にあたっては、政府による過度な介入を防止する明確な歯止めを設け、学術の自由と独立性を最大限保障することを強く求めます。	
5	今回の「日本学術会議法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」は、日本学術会議法の改正に合わせて、他の政令の中にある日本学術会議の扱いを整合的に書き換えるための技術的な改正であると理解しています。つまり、制度の新設や廃止ではなく、「他の政令の中の日本学術会議に関する部分だけを、改正後の扱いに合わせて書き換える」ことが目的であると認識しています。 　しかし、日本学術会議の活動については、国民への説明責任や成果の見える化が十分ではなく、特に年に一度だけ公開される「A4 の上半分だけの短い文章」が、国民にとってどのような価値を持つのかが分かりにくい状況が続いています。国民の理解と信頼を得るためには、活動の成果を客観的に示す KPI（成果指標）の設定が不可欠であると考えます。 　以下のような KPI が有効であると考えます。 ・学術会議の提言が政府政策に採用された件数 ・提言のフォローアップ実施率	法人化後の日本学術会議の活動や評価に関しては、日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）に基づき、適切に対応されるものと承知しております。

	・国民向け解説資料の公開件数 ・講演・説明会・動画解説の実施件数 ・会議記録の公開率 ・委員の出席率 ・委員の専門性評価（第三者評価） ・学術会議の提言に基づく制度改正件数 これらの指標は、学術会議の活動が国民にどれだけ役立っているかを客観的に示すために必要です。 また、これらの KPI を算出するためのデータは以下のように収集すべきです。 ・日本学術会議が、提言内容、採用状況、会議記録、委員の活動実績、国民向け説明資料を継続的に公開する ・内閣府が、提言の政策反映状況や第三者評価の結果を整理する ・教育・研究機関が、学術会議との連携実績や科学リテラシー向上施策の成果を報告する これらのデータを体系的に収集することで、学術会議の活動を客観的に評価できるようになります。 また、この案件には成果目標も KPI も示されていないため、以下の点を明確にしていただきたいです。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効	

	果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 さらに、学術会議の成果物の中には、国民にとって価値が分かりにくいものが存在しており、特に年に一度だけ公開される短い文書については、国民の理解や信頼を得ることが難しい状況です。文系の学術会議メンバーについては、説明責任の観点から役割の見直しを促すことを要望します。一方で、理系の学術会議メンバーは科学技術の専門性を持ち、社会に必要な知識を提供する役割が大きいため、技能や経歴を確認したうえで、より積極的な活動支援を行うことを希望します。国民が科学的教養を身につけるためには、専門家が繰り返し丁寧に説明することが不可欠であり、そのための支援を強化することが望まれます。	
6	減税を求める立場および日本人ファーストの立場から、本政令案のすべてに反対します。理由は以下のとおりです。 ### 1. 減税派の立場から：税金の無駄遣いを継続・固定化する政令に反対 本政令案は、従前の日本学術会議を廃止し、新たに法律により直接設立される法人として「日本学術会議」を設立することに伴い、国家公務員退職手当法施行令、国家公務員共済組合法施行令、独立行政法人等登記令をはじめ、多数の関係政令を整備するものです。 これは単なる技術的な条文調整に過ぎません。新たな法人として学術会議を存続させる前提に立っており、組織の維持・運営に必要な公的資金（運営	本パブリック・コメント（意見公募）の対象としている政令案は、令和7年6月に成立した日本学術会議法（令和7年法律第70号）の施行に当たり、関係政令の整備を行うものです。法人化については、既に法律が成立し、施行日である令和8年10月1日に向けて準備を進める必要があり、本政令案の制定を始め、引き続き必要な準備を進めてまいり

	費交付金や関連予算）の支出を事実上固定化・継続させるものです。日本学術会議は長年、国民の税金で支えられてきたにもかかわらず、その活動が普通の日本人の生活向上や経済活性化にどれだけ寄与したのか、明確な費用対効果が示されていません。 　減税派として、税金を使う組織を安易に「新法人」として存続させること自体に反対します。行政のスリム化・歳出削減を進めるべき時期に、関係政令を整備して組織を温存する行為は、無駄な官僚機構の延命に他なりません。必要なのは「整備」ではなく、組織そのものの廃止または大幅な規模縮小です。税金をこれ以上学術会議関連に投入せず、減税に回すべきです。 ### 2. 日本人ファーストの立場から：国益を優先しない組織の存続に反対 　日本学術会議はこれまで、軍事研究への協力拒否や、特定のイデオロギーに偏った提言を繰り返すなど、日本の国益・安全保障・技術主権を軽視する姿勢が批判されてきました。日本人研究者や国内産業の競争力強化、エネルギー安全保障、防衛技術の向上といった、日本人の生命と財産を守る課題に十分応えてきたとは言い難い組織です。 　本政令案は、そうした問題点を根本的に解決しないまま「新法人」として再出発させるための手続きに過ぎません。外国人会員の扱い、国際的なグローバル主義的傾向の継続、国内政治・安全保障への批判的介入の余地を残す構造を容認するものであり、日本人ファーストの理念に反します。日本の学術は、まず日本人と日本の国益のために存在するべきです。偏った思想を持つ組織を公的に認め、各種法令上の「公法人」として位置づけ続けること自体に反対します。	ます。

	### 3. その他の問題点 - 本政令案が対象とする多数の法令（障害者雇用、高齢者雇用、環境物品調達、温室効果ガス削減契約、中小企業受注確保、女性活躍推進など）に学術会議を組み込むことは、行政の複雑化を招き、事務負担とコストを増大させます。地方や関連機関への波及も含め、無駄な規制・手続の増加を招くものです。 - 「廃止」と称しながら実質的な存続を図る手法は、国民に対する説明責任を欠いています。真に改革するなら、会員選考の透明化・多様化、予算の抜本的削減、活動の国益適合性を厳格に審査する仕組みを先に導入すべきであり、現時点での関係政令整備は時期尚早です。 以上の理由から、本政令案のすべてに反対します。日本学術会議の新法人化を前提とした政令整備を中止し、組織の廃止または徹底した縮小・改革を優先してください。税金の無駄を排し、日本人の利益を最優先する政策を求めます。 以上、意見といたします。	